二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

第五条の十九　（略）

第五条の二十　（略）

第五条の十八　（略）

第五条の十九　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法施行規則第百二十五条第三号ニからヘまで及び第三号の二並びに第百二十六条第五号から第八号までの規定は、施行日後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

○国土交通省令第四号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（様式第一号）

（略）

別表１

（略）

		工事着手前に実施する措置の内容	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有（　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有（　　） □無	
	他法令関係	石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有　特定建設資材への付着（□有　□無） □無

改正前

（様式第一号）

（略）

別表１

（略）

		工事着手前に実施する措置の内容	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有（　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有（　　） □無	
	その他		